

# 沼田市小水道の手引き

沼田市役所 市民部環境課

<問い合わせ先>

沼田市役所 市民部環境課環境保全係  
〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888 番地  
電話：0278-23-2111(内線 3072)  
FAX：0278-20-1501

令和8年4月改訂

## I 小水道とは

「小水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいいます（臨時に施設されたものを除く）。

このような水道法の適用を受けない、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものとするにより、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的として、沼田市小水道条例を定めています。

小水道は次の3つに分類されます。

- ①小水道事業
- ②専用小水道
- ③専用自家水道

小水道を経営または設置した人を総称して、「小水道事業者等」といいます。

小水道事業者等の義務については、

沼田市小水道条例 及び 沼田市小水道条例施行規則 に規定しています。

すでに小水道を設置している人（事業者等）は、各種届出・報告などが必要になります。

また、これから小水道の設置などを検討している人（事業者等）は、事前に市役所市民部環境課環境保全係（以下「市」という）までお問い合わせください。

## Ⅱ 小水道の区分

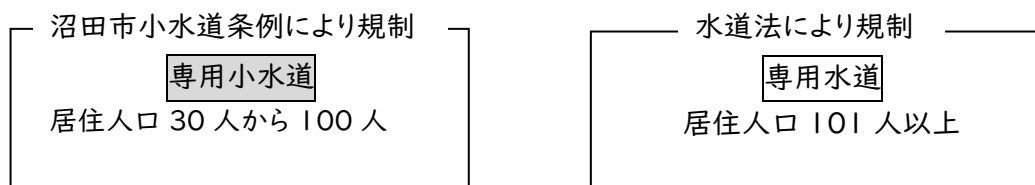
### ①小水道事業

給水区域を設けた小水道により、その区域内で生活する30人から100人の人の需要に応じて水を供給する事業です。



### ②専用小水道

寄宿舍、社宅、療養所等の施設に居住する30人から100人の人の需要に応じて、その飲用や炊事など、継続的に日常生活を営むために必要な水を供給する水道です。

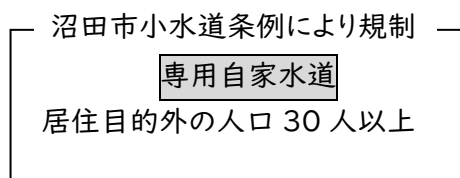


(注1) 居住人口とは飲用や炊事など、継続的に日常生活を営むために必要な水の供給を受ける実居住人口のことをいいます。

(注2) 専用水道は、居住人口が101人以上または「1日の最大給水量が20m<sup>3</sup>を越える」水道です。「1日の最大給水量が20m<sup>3</sup>を越える」とは、1日に給水することができる最大の水量が、人の飲用や炊事・入浴などの生活用に使用する水量として20m<sup>3</sup>を越えることをいいます。そのため、工業用水、プールの水、公衆浴場、空調設備などに使用する水は算定から除きます。

### ③専用自家水道

学校、事務所、事務所等の施設を利用する30人以上の人(居住目的外)の需要に応じて、その飲用に必要な水を供給する水道です。



(注) 居住目的外の人口とは、学校、事務所、事業所等における、居住ではない一時的に滞在している人の数をいいます。ただし、専用水道の該当施設を除きます。

### Ⅲ 市役所への届出

小水道事業を開始した人(事業者等)、専用小水道または専用自家水道を設置した人(事業者等)は、条例・規則の内容をよく確認して必要な申請・届出をしてください。

申請・届出事項	説明	様式
小水道事業を開始しようとするとき	必要事項を記載した申請書に書類(注)を添付して提出してください。	(様式第1号) 小水道事業経営許可申請書
小水道事業に変更が生じるとき	給水区域、給水人口、水源の種別、取水地点または浄水方法を変更しようとするときは、必要事項を記載した申請書に書類(注)を添付して提出ください。	(様式第2号) 小水道事業変更許可申請書
給水を開始したとき	必要事項を記載した届書に書類(注)を添付して届け出てください。	(様式第3号) 小水道給水開始届
小水道事業の全部または一部を休止、または廃止しようとするとき	必要事項を記載した申請書に書類(注)を添付して、休止または廃止しようとする日の1月前までに提出してください。	(様式第4号) 小水道事業休止・廃止許可申請書
専用小水道または専用自家水道を設置したとき	設置の日から起算して15日以内に、必要事項を記載した届書に書類(注)を添付して届け出てください。	(様式第5号) 専用小水道・専用自家水道設置届
専用小水道または専用自家水道の届け出た内容を変更したとき	必要事項を記載した届書に書類(注)を添付して届け出てください。	(様式第6号) 専用小水道・専用自家水道変更届
専用小水道または専用自家水道の給水の全部または一部を休止、または廃止したとき	必要事項を記載した届書を届け出てください。	(様式第7号) 専用小水道・専用自家水道休止・廃止届

(注) 申請・届出様式のほか、添付書類が必要になる場合があります。条例、規則、様式内の注意事項等を確認して添付してください。

## IV 管理体制の整備

小水道事業者等は、以下の点に注意し、小水道の適正な管理をお願いします。

### 全体管理

- ・ 小水道事業者等は、施設の衛生管理をする責任者を定めて、適正な施設管理を行ってください。
- ・ 施設管理に必要な主要施設の図面や関係書類、工具や検査機器などを整備・保管してください。
- ・ 施設の点検や清掃、修理、条例に基づく水質検査などを行ったときは、その記録を作成し5年間保存してください。

### 衛生管理

- ・ 小水道施設は常に清潔に保ち、施設の周囲にみだりに人畜が立ち入らないように、立て札の掲示や柵の設置、施錠などの措置を講じてください。
- ・ 施設への汚水の流入や漏水などには十分注意してください。
- ・ 給水栓末端での遊離残留塩素は、常に水1Lにつき0.1mg以上を保持するよう消毒設備の調整を行ってください。
- ・ 小水道施設の各部については定期的に点検を行い、清潔を保持し、異常や故障の早期発見に努めてください。

### 水質管理

小水道により供給される水は、水質基準に関する省令の表に定める水質基準に適合しなければなりません。小水道事業者等は、毎日の検査および定期的水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、もし適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

### 薬品の管理

原水の塩素消毒や浄水処理に使用する薬品については、関係法令や基準を遵守して保安用具などを整備するとともに、適正な使用を行ってください。

### 緊急時の措置

万が一、汚染事故が発生し、市民の健康を害するおそれがあることを察知したときは、速やかに、次の措置をとってください。

- ・ 給水を即時に停止して、利用者および居住者に水道水を使用しないように警告を発するとともに、市などに連絡し指示に従ってください。
- ・ 汚染原因を調査の上、必要な措置をとり、給水再開に向けて市の指示に従ってください。

# V 水質検査に係る検査項目及び検査頻度

沼田市小水道条例における水質検査項目及び検査頻度別にみた水質基準項目等

(沼田市小水道条例施行規則第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項等について)

## (1) 毎日検査

番号	項目	基準値	検査回数
-	色、濁り、残留塩素	-	1日1回以上(1回/1日)

## (2) 省略できない項目

①毎月1回以上の検査

番号	項目	基準値	検査回数
1	一般細菌	100/mL以下	毎月1回以上 (1回/1月)
2	大腸菌	検出されないこと	

②毎年2回以上の検査

番号	項目	基準値	検査回数
39	塩化物イオン	200mg/L以下	毎年2回以上 (2回/1年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	
48	pH値	5.8~8.6	
49	味	異常でないこと	
50	臭気	異常でないこと	
51	色度	5度以下	
52	濁度	2度以下	

## (3) 水源等の環境及び過去の検査結果により省略できる項目

①細菌検査以外の項目は原則、1年に2回以上検査を実施するものとする。

②原水、水源及びその周辺の状況等から汚染のおそれなく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、過去の水質検査結果(1年以上、9~11の項目については3年以上)が省略の判断基準の範囲内の場合は、検査を省略することができる。

③省略した項目についても、5年に1度は水質検査を実施するものとする。

④省略した項目の検査結果が、判断基準の範囲を超えた場合は、1年に2回以上の検査を実施するものとする。

X=基準値を1としたときの過去1年間の水質検査結果(原水の水質が変化するおそれが少ない場合)

番号	項目	基準値	省略の判断基準	検査回数		
				水質良好 X≤1/10	1/10<X≤1/2	水質悪化 1/2<X≤1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	・過去に基準値の1/10を超えず、かつ原水、水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能。 ※省略の場合も5年に1度以上実施	5年に1回以上 (1回/5年)	毎年2回以上 (2回/1年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下				
22	塩素酸	0.6mg/L以下				
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
24	クロロホルム	0.06mg/L以下				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				
27	臭素酸	0.01mg/L以下				
28	総トリハロロメタン	0.1mg/L以下				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下				
31	プロモホルム	0.09mg/L以下				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ原水、水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかでない限り認められる場合は省略可能。 ※省略の場合も5年に1回以上実施	5年に1回以上 (1回/5年)	毎年2回以上 (2回/1年)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
21	ベンゼン	0.01mg/L以下				
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下				
34	アルミニウムその化合物	0.2mg/L以下				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
36	銅及びその化合物	1mg/L以下				
37	ナトリウムその化合物	200mg/L以下				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg以下				
41	蒸発残留物	500mg/L以下				
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
46	フェノール類	0.005mg/L以下				
20	ペルフルオロオクタン sulfonate (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	・過去(1年以内)に基準値の1/5を超えず、かつ原水、水源及びその周辺の状況から検出されるおそれが少ない場合は検査回数の減じることができる。 ・過去(1年以内)に基準値の1/10を超えず、かつ原水、水源及びその周辺の状況から検出される可能性が小さい場合は省略可能。 ※省略の場合も5年に1回以上実施	X≤1/10	1/10<X≤1/5	1/5<X≤1
				5年に1回以上 (1回/5年)	2年に1回以上 (1回/2年)	毎年2回以上 (2回/1年)

## (4) 水源の種類により省略できる項目

番号	項目	基準値	省略の判断基準	検査回数
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	・湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能。 ※省略の場合も、5年に1回以上実施	・湖沼等の停滞水源の場合は毎年2回以上(2回/1年)
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	・湖沼等の停滞水源でない場合は5年に1回以上(1回/5年)	

## VI 関係法令

### 沼田市小水道条例

#### (目的)

第1条 この条例は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものとすることにより、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。
- (3) 小水道事業者 次条の許可を受けて小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 給水区域 事業計画(小水道事業を経営しようとする者が定める事業計画をいう。次号において同じ。)における給水区域をいう。
- (5) 給水人口 事業計画における給水人口をいう。
- (6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (8) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

#### (事業経営の許可)

第3条 小水道事業を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(経営許可の申請)

第4条 前条の許可(以下「経営許可」という。)の申請をしようとする者は、申請書に規則で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(経営許可の基準)

第5条 市長は、経営許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。

- (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が确实かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

(経営許可の期限等)

第6条 経営許可には、これに必要な期限又は条件を付することができる。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該小水道事業の確実な遂行を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該小水道事業者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(事業の変更)

第7条 小水道事業者は、給水区域、給水人口、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。

(給水開始の届出)

第8条 小水道事業者は、当該小水道施設を利用して給水を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(休止及び廃止)

第9条 小水道事業者は、給水を開始した後においては、市長の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(給水義務)

第10条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由によりやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(設置等の届出)

第11条 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、規則で定めるところにより、設置の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした専用小水道又は専用自家水道の設置者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第12条 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者(以下「小水道事業者等」という。)は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(消毒管理)

第13条 小水道事業者等は、小水道の管理について、消毒に必要な措置を講じなければならない。

2 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系感染症が流行し、又は流行するおそれがあるときは、規則で定める方法により滅菌した上で給水しなければならない。

(取水場等の保護)

第14条 小水道事業者等は、取水場、貯水池、導水渠<sup>きよ</sup>、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告をさせ、又は職員をして、小水道の工事現場、事務所若しくは小水道施設のある場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第16条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、当該小水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命じることができる。

3 市長は、経営許可を受けた者が正当な理由がなく、経営許可を受けた日の翌日から起算して6月以内に工事に着手せず、又は工事の完成予定期日の翌日から起算して3月以内に工事を完了しなかったときは、経営許可を取り消すことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に群馬県小水道条例(昭和33年群馬県条例第67号。以下「県条例」という。)の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定により市長に対して行われた申請とみなされた申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、県条例の規定の例による。

4 施行日前に県条例第3条の2第1項の規定による届出を行った者で、施行日に現に本市の区域において給水を行う小水道事業を営んでいるものは、小水道事業者とみなす。

# 沼田市小水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田市小水道条例(平成25年条例第17号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第4条の申請書は、小水道事業経営許可申請書(別記様式第1号)とする。

2 条例第4条の規則で定める書類(図面を含む。)は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

3 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小水道事業の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況
- (2) 給水区域及び給水人口
- (3) 給水開始の予定年月日
- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
- (5) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図

4 第2項第2号の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 1日の最大給水量及び1日の平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果(原水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(同表22の項から32の項までに掲げる事項を除く。)に関し行った試験の結果をいう。)
- (4) 浄水方法
- (5) 排水管における最大静水圧及び最小動水圧
- (6) 主要な小水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図及び断面図
- (7) 導水管渠、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- (8) 工事の着手及び完了の予定年月日

(小水道事業変更許可申請書等)

第3条 条例第7条第2項において準用する条例第4条の申請書は、小水道事業変更許可申請書(別記様式第2号)とする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第7条第2項において準用する条例第4条の規則で定める書類(図面を含む。)について準用する。この場合において、前条第2項第3号の規定中「給水区域が」とあるのは「給水区域又は給水人口を変更する場合にあっては、給水区域が」と、同条第3項及び第4項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

3 小水道事業者は、住所若しくは氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)又は小水道事業の名称その他の小水道事業経営許可申請書に記載した事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(給水開始の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、小水道給水開始届(別記様式第3号)に、当該小水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類を添付して行うものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)によって行うものとする。

(休止又は廃止の許可)

第5条 条例第9条の規定により休止又は廃止の許可を受けようとする小水道事業者は、小水道事業休止・廃止許可申請書(別記様式第4号)に休止又は廃止する区域を明らかにする図面を添えて、当該事業の休止又は廃止をしようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

(設置の届出等)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届(別記様式第5号)に次の書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項(同表22の項から32の項までの事項を除く。)について行った検査の結果を明らかにする書類
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留

効果について行った検査の結果を明らかにする書類

- 2 第4条第2項の規定は、前項第3号に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。
- 3 第1項の届出をした者がその届け出た事項を変更したときは、専用小水道・専用自家水道変更届（別記様式第6号）に、同項各号に定める書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。
- 4 条例第11条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道休止・廃止届（別記様式第7号）により行うものとする。

#### （水質検査）

- 第7条 条例第12条の規定により行う定期の水質検査は、水質基準に関する省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1月ごとに、同表3の項から52の項までに掲げる事項については1年以内ごとに2回行うものとする。ただし、1年以内ごとに2回行う水質検査について、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができる。
- 2 条例第12条の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがある場合その他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。
  - 3 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、前2項に定めるほか、当該小水道により供給される水について、毎日1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。
  - 4 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を記載した書類を当該水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。
  - 5 第4条第2項の規定は、第1項又は第2項に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

#### （消毒その他衛生上必要な措置）

- 第8条 条例第13条第1項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒に必要な措置は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4mg/l）以上を保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5mg/l）以上を保持するように塩素消毒をすることとする。
- 2 前項に定めるもののほか、小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 条例第13条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用いて、給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上を保持するように消毒することとする。

- (1) 液体塩素
- (2) さらし粉
- (3) 次亜塩素酸ソーダ
- (4) 塩素ガス

(立入検査の身分証明書)

第9条 条例第15条第2項の証明書は、身分証明書(別記様式第8号)とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第17号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規則第12号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。